

# 八頭町自治基本条例の 検証に関する提言書

令和4年9月29日

八頭町自治基本条例検証委員会

## 1. 八頭町自治基本条例の検証にあたって

八頭町では、町民と町が情報共有を図りながら、参画と協働によるまちづくりを推進し、町民主体の自治を実現するため、本町自治の最高規範として、平成25年1月1日から「八頭町自治基本条例」が施行されました。

自治基本条例第33条では、社会情勢の変化に対応するため、条例の施行から4年を超えない期間ごとに検討を行うこととされております。

多くの自治体が人口減少、少子高齢化などの課題に直面し、本町においても今後、さらに厳しい社会経済情勢の中で自治体運営を行う必要があります。

また、自然災害の増加や新型コロナウイルス感染症、脱炭素社会への対応など本町を取り巻く環境は変化し続けている状況にありますが、八頭町自治基本条例の趣旨を尊重し、町民と町が「協働」して活力あるまちづくりを進めていく方針に変わりはありません。

八頭町自治基本条例検証委員会は、条例策定時の考え方や現状の課題を踏まえ、自治基本条例の各規定について検討を行うとともに、各条文と関連する施策、制度が条例の趣旨に従って整備、運用されているかについて検証を行いましたので、次のとおり提言いたします。

## 2. 検証結果について

八頭町総合計画をはじめとする各種計画に基づき、様々な事業や取組みが展開されており、令和2年3月に策定された「第2次八頭町総合計画・後期基本計画」においても、住民が主役のまちづくり（協働）が基本目標に掲げられており、住民参画社会の推進やコミュニティ活動の推進等についての取組みが展開されています。

今後も本条例の基本理念である「町民と町がお互いに情報を共有し、参画と協働によるまちづくり」を積み重ねることにより、町民自治のまちづくりを更に推進することが重要であると考えます。

また、「住民投票」における「1/3以上」という要件についても検証した結果、現在の考え方を維持することが妥当との判断に至っております。

その他、本委員会において、各条項について検討した結果、現時点では「条文の改正は不要」との結論に至りました。

なお、本条例をより実効性あるものとするため、運用面について必要な施策等を推進され、町民が主役のまちづくりの実現に向けた町政運営を引き続き積極的に取り組まれることを期待します。

### 3. その他

#### (自治基本条例の普及啓発)

第1条において規定されている条例の目的である「町民が主役のまちづくりの実現」を継続していくため、条例の趣旨を広く町民に知ってもらうことが必要であるため、様々な機会を通じて条例の趣旨をお知らせするなど、普及啓発に努めること。

#### (情報共有)

情報発信については、まちづくりに関する情報を分かりやすく、町民に提供していく工夫が必要であり、広報紙、ホームページ、防災行政無線放送、ケーブルテレビ等、既存の情報発信ツールの効果的な活用に努めること。

なお、情報発信のツールは、それぞれターゲットとしている主な年齢層があるため、より多くの町民に情報が行き届くよう、長期的な視点を持った取組みに努めること。

#### (参画と協働)

町民が主役となって積極的に参加し、協働によるまちづくりが重要であるという条例の趣旨を町民へ周知し、町民の権利としてまちづくりに参画できることを知ってもらうことや、まちづくりに携わることができる参画機会を保証するなど、環境の整備に努めること。

広く町民の声を聴き、町民のニーズを的確に把握するためには、町民の声を聴く機会の充実が必要であり、また、町に寄せられる意見、要望等の対応についても検討状況等、適宜、必要に応じて町民にお知らせするなど、分かりやすい説明に努めること。

### 【検証委員会の開催状況】

年 月 日	内 容
令和4年7月26日(火)	第1回八頭町自治基本条例検証委員会 ・自治基本条例各条項の検証作業
令和4年8月5日(金) ～8月26日(金)	第2回八頭町自治基本条例検証委員会 ・見直しに関する提言書(案) 書面審議
令和4年9月29日(木)	八頭町自治基本条例の検証に関する提言書 ・提言書の提出

### 【検証委員名簿】

区 分	氏 名	備 考
第3条第2項第1号委員	川 村 忠 幸	
第3条第2項第1号委員	中 屋 史 男	
第3条第2項第1号委員	岡 島 吉 正	
第3条第2項第1号委員	青 木 学	
第3条第2項第1号委員	福 本 揚 子	副委員長
第3条第2項第1号委員	砂 場 宏 子	
第3条第2項第1号委員	山 崎 かおる	
第3条第2項第2号委員	上 田 雅 稔	委員長